

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する
法人に対する国の関与等に係る見直しについて

1 趣旨

「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）（別紙1）及び「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成20年3月31日行政改革推進本部決定）（別紙2）等を踏まえ、法令等に基づき国の指定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人（以下「指定等法人」という。）に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、労働安全衛生法令に基づく指定等法人の事務・事業に関して見直しを行い、平成20年度中に所要の措置を講ずるものである。

2 改正の主な内容 ※検討中のもの

(1) 指定法人関連（指定基準の明確化等）

＜見直しの対象＞

- ① 産業医の講習（安衛則第14条第2項第1号、第2号）
- ② 労働災害防止業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習（法第99条の2第1項）
- ③ 就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習（法第99条の3第1項）
- ④ 労働衛生コンサルタント試験の一部免除に係る講習（コンサル則第13条第1項、コンサル規程第4条）
- ⑤ 放射線業務従事者に係る放射線管理記録（線量記録、健康診断記録）の管理保管（電離則第9条第2項、第57条、第62条）

＜内容＞

①～⑤の厚生労働大臣が指定するものが行うこととされている講習等について、当該指定基準の基本的な事項、厚生労働大臣に対する報告、法令に違反した場合の指定の取消しに係る規定を省令で定める等、所要の法令の整備を行う。

（省令で規定する主な内容）

- ・ 指定基準（講習の科目・時間数、経理的・技術的な基盤等）、欠格条項
- ・ 業務規程の認可、変更命令
- ・ 必要書類の備付け（財務諸表、帳簿）
- ・ 実施結果の報告
- ・ 主務大臣による指導監督（適合命令、改善命令、登録の取消し、報告の徴収等）等

(2) 登録法人関連（登録制への移行等）

<見直しの対象>

- ① 労働安全・労働衛生コンサルタント試験の受験資格に係る講習（コンサル則第2条第7号、第11条第10号）
- ② 第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能の付与に係る科目（作環則第5条の2第1項）
- ③ 環境計量士、第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者に係る作業環境測定士試験の科目の一部免除に係る講習（作環則第17条第2号、第16号）
- ④ 発破技士免許試験の受験資格に係る実技講習（発破技士免許試験規程第4条）
- ⑤ 二級ボイラー技士免許試験の受験資格に係る実技講習（ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程第3条第2号）
- ⑥ 建築物又は機械の設置等に係る計画作成参画者の研修（安衛則別表第9、労働安全衛生規則別表第九資格の欄の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修第1条第3号）
- ⑦ 安全衛生推進者等の養成に係る講習（安全衛生推進者の選任に関する基準第4号）
- ⑧ 作業環境測定機器の較正（作業環境測定基準第2条第3項第1号）
- ⑨ 外国検査機関による基準等適合証明書を作成（ボイラー則第12条第4項、第57条第4項、クレーン則第57条第5項、ゴンドラ則第6条第5項、検定則第1条第2項、第6条第2項）

<内容>

①～⑨の講習等について、厚生労働大臣が指定する講習等とされていたものを、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習等とするとともに、当該登録基準の基本的な事項、厚生労働大臣に対する報告、法令に違反した場合の登録の取消しに係る規定を省令で定める等、所要の法令の整備を行う。

（省令で規定する主な内容）

- ・登録基準（講習の科目・時間数、講師要件等）、欠格条項
- ・登録の更新
- ・業務規程の届出
- ・必要書類の備付け（財務諸表、帳簿）
- ・実施結果の報告
- ・主務大臣による指導監督（適合命令、改善命令、登録の取消し、報告の徴収等）等

(3) 廃止関連（現行の事務・事業の廃止）

<廃止の対象>

- ① 労働衛生専門官、労働基準監督官に係る作業環境測定士試験の科目の一部免除に係る講習（作環則第17条第18号、第20号）
- ② 局所排気装置の性能の確認者の講習（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について及び有機溶剤中毒予防規則第18条の2第1項第1号の確認者にかかる労働省労働基準局長が定める講習について）

3 その他

- (1) 電離則において、事業廃止時の被ばく線量記録及び健康診断の個人表の取扱いについての規定を追加するため、所要の改正を行う。
- (2) コンサル則で引用している技術士試験の部門及び選択科目の名称の改正に伴い、所要の改正を行う（コンサル則第4条第1項）。

4 施行期日

平成 21 年 3 月 31 日（予定）

なお、既存の指定等法人に係る申請等手続きについては、一定の猶予期間を設ける予定としている。

※文中で使用した略称

- 労働安全衛生法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法
- 労働安全衛生規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安衛則
- ボイラー及び圧力容器安全規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ボイラー則
- クレーン等安全規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・クレーン則
- ゴンドラ安全規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ゴンドラ則
- 電離放射線障害防止規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・電離則
- 機械等検定規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・検定則
- 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則・・・・・・・・コンサル則
- 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程・・・・・・・・コンサル規程
- 作業環境測定法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・作環則

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る
規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準

平成18年8月15日
閣議決定

法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成18年8月15日閣議決定）の対象法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。以下「指定等法人」という。）に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

1 規制の新設審査の際の基準

規制の新設については、これを必要最小限にするとの基本的な方針（「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」平成18年3月31日閣議決定）が策定されている。これを踏まえ、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。

登録機関による実施により難しい事務・事業については、登録機関による実施に準じた措置を検討することとする。

なお、それにもより難しい次のような場合は、上記原則の例外として取り扱うこともやむを得ないものとする。

- ア 条約により、一定の要件を備えた法人を指定することが義務付けられている事務・事業
- イ 確実かつ効果的な事務・事業の実施を確保する観点から、長期にわたり安定的な資金管理を必要とする事務・事業
- ウ 全国均一の水準による資格の付与を確保する等の観点から、一元的な試験や能力開発の実施を必要とする事務・事業
- エ 取り扱う情報の重複の排除や漏えい・拡散の防止等の観点から、統一的な情報の管理や提供等を必要とする事務・事業
- オ 確実に行わなければ国民生活の安全が損なわれるおそれが高く、その確実な実施を確保する観点から、専用の施設で実施される必要性があるなど、特に専門的な知見を要求される事務・事業
- カ 国等の出資等を受け、特定の施設の設置及び管理を目的として設立された株式会社等

が行う事務・事業

2 国の関与の透明化・合理化のための基準

(1) 府省が講ずべき措置

指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

ア 事務・事業の法的位置付けの明確化

- ① 指定、登録等に係る事務・事業の基本的内容を法令で定める。
- ② 事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとする。

イ 指定、登録等に係る事務・事業を行う法人による適正な事務・事業の実施の担保措置

- ① 法人の指定、登録等の基準の基本的な事項を法令で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定めるとともに、指定、登録等（更新を含む。）の際、当該法人の業務の実施方法、実施体制等について厳格な審査を実施する。
- ② 指定、登録等に係る事務・事業を行う法人による適正な事務・事業の実施を担保するため、主務大臣による報告徴求及び立入検査、登録基準への適合命令、法令等に違反した場合の登録の取消し等を法令で定め、法人に対する指導監督を厳格に実施する。

ウ 指定、登録等の基準等の公開

- ① 指定、登録等の基準（制度書簡府省が定めたすべてのものを含む。）、指定、登録等を受けた法人に係る事項（法人等の名称、指定等の時期、法人の連絡、指定の理由等）をインターネットで公開する。
- ② 指定、登録等の基準に対する問い合わせ（問題点の指摘を含む。）や指定、登録等の基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応するとともに、共通的事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。

エ 料金の決定及び積算根拠の公開

指定、登録等に係る事務・事業の料金等（料金等の設定について競争原理が働くことを前提に法人自身が自由に料金等を設定するとの考え方から、法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていないものを除く。ただし、設定後の国の関与を定めているものは含む。）は、指定、登録等を行う府省が決定、認可又は確認し、原則としてその積算根拠をインターネットで公開する。

オ 事務・事業の定期的検証

指定、登録等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その結果をインターネットで公開する。

また、当該事務・事業（地方公共団体の事務を除く。）について、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うとともに、その結果をインターネットで公開する。初回の政策評価は平成23年度末までに実施する。

行政改革推進本部事務局は、本基準に従った事務・事業の見直し状況について、当分

の間必要に応じて取りまとめを行うこととする。

(2) 指定等法人が講ずべき措置

指定、登録等に係る事務・事業を所管する府省は、指定、登録等を行った法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

ア 中立公正な運営の確保

- ① 公益法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に加えて、指定、登録等を行う府省の出身者と指定、登録等に係る事務・事業にかかわる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。

ただし、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」8（1）ただし書に該当する業界団体等についてはこの限りでないものとし、この場合には、役員（監事を含む。）に、当該業界の関係者又は指定、登録等を行う府省の出身者以外の者を登用していること。

- ② 指定、登録等に係る事務・事業が公正に行われることを担保するために、指定等法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- ③ 指定、登録等に係る事務・事業にかかわる法人の役職員について、公務員に準じた規律に服することとするなど、その事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。

イ 会計処理の明確化及び透明化

適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、事務・事業の料金等を府省が決定又は認可している場合は、当該事務・事業ごとに事業内容、料金等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開するなど、国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれを公開すること。

ウ 事務・事業の実施の透明化

- ① 国からの指定、登録等に係る事務・事業と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できるようにすること。
- ② 委託等（事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。）に係る事務・事業の一部を外注する場合、特定の事業者に限定されるような仕組みを設けないこと。

(3) 実施時期

本基準に基づく初回の見直しは、1の規定の趣旨も踏まえながら、平成18年度及び19年度において実施することとする。

(別紙2)

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する
法人に対する国の関与等に係る見直しについて

平成20年3月31日
行政改革推進本部決定

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき見直しを行ってきたところであり、今般講ずることとした措置内容は、別表のとおりである。

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	労働安全衛生規則第14条第2項第1号、第2号 労働安全衛生規則第14条第2項第1号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を定める告示 労働安全衛生規則第14条第2項第2号の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修	学校法人産業医科大学 (社) 日本医師会 都道府県医師会(47)	・産業医の講習	指定	・事務・事業及び指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全衛生法第99条の2第1項	(注)今回の見直しの対象外である労働災害防止団体法に基づいて設立された法人以外の法人は指定されていない。	・労働災害防止業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	指定	・指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全衛生法第99条の3第1項	(社) 日本クレーン協会 (社) ボイラ・クレーン安全協会 (財) 江南クレーン技能教習所 コマツ教習所株式会社 (社) 奈良県労働基準協会 (社) 鳥取県労働基準協会 (社) 鳥根県労働基準協会 (社) 徳島県労働基準協会連合会 (社) 熊本県労働基準協会	・就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	指定	・指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第11条第10号	(財) 労働安全衛生研修所	・労働衛生コンサルタント試験に係る講習	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第13条第1項	(社) 日本医師会 (社) 日本歯科医師会 (社) 全国労働衛生団体連合会 学校法人産業医科大学	・労働衛生コンサルタント試験に係る講習	指定	・事務・事業及び指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第13条第1項	(社) 日本医師会 (社) 日本歯科医師会 (社) 全国労働衛生団体連合会 学校法人産業医科大学	・労働衛生コンサルタント試験に係る講習	指定	・事務・事業及び指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程第4条	(社) 日本医師会 (社) 日本歯科医師会 (社) 全国労働衛生団体連合会 学校法人産業医科大学	・労働衛生コンサルタント試験に係る講習	指定	・事務・事業及び指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	作業環境測定規則第5条の2	学校法人北里学園 学校法人産業医科大学	・第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能の付与に係る科目	認定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	作業環境測定法施行規則第17条第2号	(社) 日本作業環境測定協会	・作業環境測定士試験の科目の一部免除に係る講習	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	作業環境測定法施行規則第17条第18号	(社) 日本作業環境測定協会	・作業環境測定士試験の科目の一部免除に係る講習	指定	・講習については、指定等に基づく事務・事業としては廃止することを前提に検討し、所要の措置を講ずる。【平成20年度中に結論・措置】
厚生労働省	発破技士免許試験規程第4条	(社) 青森県火薬類保安協会 (社) 群馬県火薬類保安協会 (社) 岐阜県火薬類保安協会 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 (社) 高知県火薬類保安協会	・発破技士免許試験の受験資格に係る実技講習	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程第3条第2号	学校法人電波学園東海工業専門学校 国立大学法人三重大学他19施設	・二級ボイラー技士免許試験の受験資格に係る実技講習	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全衛生規則別表第9資格の欄の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修第1条第1項第3号	(社) 仮設工業会	・計画作成参加者の研修	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	安全衛生推進者の選任に関する基準	(社) 君津製鉄安全衛生協力会 (社) 青梅労働基準協会 (社) 三鷹労働基準協会 (社) 池袋労働基準協会 (社) 新宿労働基準協会 (社) 品川労働基準協会 (社) 三田労働基準協会 (財) 地方公務員安全衛生推進協会 (社) 名北労働基準協会 (社) 半田労働基準協会他17法人	・安全衛生推進者等の養成に係る講習	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について有機溶剤中毒予防規則第18条の2第1項第1号の確認者にかかる労働省労働基準局長が定める講習について	(社) 日本作業環境測定協会	・局所排気装置の性能の確認者の講習	指定	・講習については、指定等に基づく事務・事業としては廃止することを前提に検討し、所要の措置を講ずる。【平成20年度中に結論・措置】
厚生労働省	作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)第2条第3項第1号	(社) 日本作業環境測定協会	・作業環境測定機器の較正	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】